

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

## 意見陳述要旨

2024（令和6）年11月12日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

佃

克彦



今回、原告は、名誉毀損に関する主張について、訴えの変更を申し立てました。

具体的には、名誉毀損の主張内容を若干変え、かつ、新たに、原告の反論を「赤旗」に掲載するよう被告に求める反論文掲載請求を追加しました。

民法723条に基づいて被告に対して命じられる回復処分は、一般に、謝罪広告が多く、反論文の掲載は、これが認容された事例を、原告は、寡聞にして確認できておりません。

しかし、反論文の掲載は、謝罪広告と比べると、明らかに民法723条にいう「適当な処分」としてふさわしいものです。

## 1 理由（その1）

謝罪広告は、被告に謝罪を命じるものであり、被告の思想良心の自由との相克を免れません。

これに対して反論文の掲載の場合、これは、原告の反論を「赤旗」に掲載するものであり、掲載する内容について、被告自身に謝罪その他の一定の見解を強制するものではありません。

即ち、被告の思想良心の自由との相克という問題を一切生じないのです。

## 2 理由（その2）

謝罪広告は、単に被告が謝るだけです。

これに対して、反論文の掲載は、文字通り、“原告の反論”が被告の媒体に掲載され、世間に向けて公表されます。

これにより、読者に対して、被告の行なった言論のどこがどのように問題であったかが明らかになります。

本件に即して言えば、被告が「赤旗」でした原告に対する批判に合理性があるのかが明らかになります。

そして、実際のところ、被告による原告の批判は、言い掛かりや見当違いばかりなのであり、よって、そのことが原告の反論文によって明らかになります。

つまり、謝罪広告で被告がただ謝るよりも、原告の反論が掲載されたほうが、いかに被告による原告に対する批判に合理性がないかが世間に対して明らかになるわけです。

よって、謝罪広告よりも反論文の掲載のほうが、原告の名誉回復の効果が大きいといえます。

### 3 まとめ

以上の通り、反論文の掲載は、謝罪広告と比較して、

- ① 被告の思想良心の自由との相克という問題を一切生じない
- ② 原告の名誉回復の効果が大きい

といえるのであり、民法723条の「適当な処分」にふさわしいものですので、貴庁におかれては、是非とも原告の反論文掲載請求を認容して頂きたいと思う次第です。

以 上